

## 【地籍予備調査実施地区における道路境界の確定】

### 1. 対象地区について

地籍予備調査を実施した地域のうち、  
予備調査結果において本調査(国土調査法に基づく)に移行しない街区

※予備調査結果は、浦安市ホームページで確認できます。

### 2. 確定の考え方

- 道路境界は、浦安市地籍調査事業で作製した、境界復元案に基づき行います。
- 境界復元案は、公共座標値(世界測地2011)で作製しています。座標値は地籍調査課で申請により取得できます。
- 地籍予備調査事業によるプレートが現地に埋設されている場合でも、改めて同意書を提出していただきます。
- 地籍予備調査で同意が得られなかった街区では、境界復元案と法務局の考える筆界と相違が生じる場合があるため、筆界の考え方について法務局に事前相談することをお勧めします。

# 【手続きフロー】

申請者(土地所有者)

道路管理課

- 地籍予備調査の座標値取得(地籍調査課で申請)

- 現地検測(許容の誤差は2cm以内を原則とします。)
- 申請書類の準備
  - \* 申請書
  - \* 現況測量図(地籍予備調査成果の座標が反映されたもの)
  - \* 法務局への相談記録書

- 立会日程の調整

- 立会の実施
  - \* 現況測量図の官民境界位置の確認
- 同意書類の収集(道路幅員によっては対向も対象)
- 境界確定図(案)の作製

- 境界確定図の作製(2部)

《申請》

- 申請受理

《同意書書式》

- 地籍予備調査成果と現況測量図との座標照合
- 同意書書式の作成

※場合によって、図面の修正を求めることがあります。

《同意書・  
確定図(案)》

- 同意書の内容確認
- 境界確定図(案)の内容確認

※場合によって、図面の修正を求めることがあります。

《確定図(正)  
提出の連絡》

- 境界確定書の作成・押印

《交付》

標準処理 1か月(※)

## ※「標準処理期間」

申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことです。

そのため、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもありますので、御留意ください。

また、次のような期間は原則として標準処理期間に算入されませんので、御留意ください。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 市役所の執務が行われない休日  
(土曜日・日曜日・国民の祝日 に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)
- (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- (4) 審査のために必要なデータを追加するための期間